

川口市監査告示第7号

地方自治法第242条第5項の規定により、住民監査請求に係る監査を実施したので、その結果を別紙のとおり公表する。

令和5年2月2日

川口市監査委員	澤野	高雄
同	金井	洋
同	榊原	秀忠
同	芝崎	正太

住民監査請求監査結果

第1 請求の受付

1 請求人

[Redacted Name]
[Redacted Address]
[Redacted City]
[Redacted Prefecture]
[Redacted Zip]
[Redacted Phone]
[Redacted Email]
[Redacted Fax]
[Redacted Mobile]
[Redacted Other]

2 請求書の提出日

令和4年12月1日

3 請求の内容

川口市長に関する措置請求の要旨

地方自治法第242条第1項の規定により、以下につき別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

1 請求の要旨

2018年に川口市内の中学校において起きたいじめ事件に関し、被害者である元生徒が原告として訴え出た裁判（損害賠償請求及び公文書の不訂正決定取り消し請求に係る訴訟）について、いずれの裁判においても被告である川口市の敗訴が決定しました。そもそも本件は、市の対応の不適切さが起因しており、その責任が司法により認められての結果です。従って、被告である市側が当該訴訟に要した費用は、公金の使途としては不当な支出であると考えます。

当該諸支出の用途、明細、目的についてその詳細を明らかにし、不当な支出の返還が行われるよう適切な措置を求めます。

2 請求の内容

(1) 本件裁判費用全般に関する件

2018年に川口市内の中学校において起きたいじめ事件（以下「本件」と記す）に関し、被害生徒が原告として損害賠償請求及び公文書の不訂正決定取り消し請求に係る訴訟が起こされ、いずれにおいても被告である川口市は、「事件当初からの不適切」な対応を指摘され、国家賠償法上の賠償責任を命ぜられての敗訴となりました。

公判においても、文書提出の遅延や虚偽を含む書面の提出、更には当該法である「いじめ防止対策推進法」に欠陥がある旨の主張を行うなどして、当時の新聞各紙やテレビ放送等でも多数報道・批判されるなど、不当かつ市の評判を落とす行為を重ねました。

これらの行為や結果を経たにもかかわらず、本件裁判にかかる費用として公金が支出されていることは、市民の血税の使途としての本来の目的である「公共の福祉」とは相反しています。

くり返しになりますが、本件での初動からの対応が法に従いかつ適切であったならば、本件裁判はそもそも起きておらず、その費用も発生しませんでした。すなわち、市が本件を引き起こしその対応を徒に長引かせ、無駄な費用を発生させたものです。

支出の目的と使途および金額の具体詳細を明らかにし、不当支出の返還を求めます。

(2) 訴訟に係る裁判所への支出についての不透明性

本件裁判に係る当方による公文書開示請求結果において、裁判所への支出については開示されず、かつまた、不開示の理由や根拠についても説明がありませんでした。これは、支出の透明性を欠く行為である可能性が存することが否めません。

非開示の理由と根拠を明確にし、それらが極めて真つ当であり十分である場合を除いて、裁判所への支出についてその明細と内容を公開されるよう、措置を求めます。

(3) 弁護士費用に関する不当

本件において敗訴した二度の裁判において、市はその代理人を務めた弁護士らに着手金だけでなく成功報酬を支払ったことが、本年9月市議会本会議一般質問での学校教育部長による答弁で明らかになりました。

成功報酬とは社会通念上、当初期待した業務目標に対して成功裏に結果を収め

た場合に支払われるものです。重ねますが、本件裁判は2度とも国賠法上の責任を被告である市が負った敗訴です。一部主張が認められたという市長の見解がありましたが、これを「成功」と評することには甚だ無理があります。これらは決して「当初期待した業務目標に対して成功裏に結果を収めた場合」ではありません。不当を繰り返しての敗訴において一部主張を通すことに、どんな目的があったのかを明確にされたい。

成功報酬が支払われたことは全くの不当行為であり、そのような行為に及んだ理由と根拠及び使途と内容の詳細を明確にし、返還が行われるよう適切な措置を求めます。

以上、本件における市の一連の対応には多くの不当行為が見られます。従って、それら不当行為により支出された金額やその内容、根拠を監査により明らかにし、川口市長に返還を求めるよう適切な処置を求めます。

3 請求日 2022年12月1日

4 請求者

[Redacted Name]
[Redacted Address]
[Redacted Address]
[Redacted Address]
[Redacted Address]
[Redacted Address]
[Redacted Address]
[Redacted Address]

川口市監査委員 各位

別紙事実証明書

- ① 訴訟費用に関する記録（公文書開示請求結果）の写し
- ② 公文書開示請求結果に対する質問書の回答（2022年5月16日付け）
- ③ 川口市議会議録令和4年定例会9月14日36番木岡たかし議員（抜粋）
- ④ 新聞記事 2019年10月16日東京新聞
- ⑤ 新聞記事 2020年6月12日東京新聞

4 請求の要件審査

本件住民監査請求（以下「本件請求」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項及び第2項に定める要件に適合しているか審査を行い、請求書が地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）別記様式のとおりでないことから補正を求めたところ、請求人から令和4年12月12日に「川口市職員措置請求書の補正について」が提出され、同月13日に所定の要件を具備しているものと認め、受理を決定した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

監査対象事項を「いじめ事件に係る損害賠償請求訴訟及び公文書の不訂正決定取消請求訴訟」の応訴に要した費用の支出に関する事項とした。

2 監査対象部局

監査対象部局を川口市教育委員会事務局（以下「教育局」という。）教育総務部及び学校教育部とした。

3 監査の実施

教育局職員から、本件請求に係る関係文書等必要な資料の提出を求め、説明を聴取する等慎重に監査を行った。

4 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づく証拠の提出及び陳述について、令和4年12月21日に請求人に陳述の機会を与えた。新たな証拠の提出はなく、陳述の要旨は次のとおりである。

- （1）川口市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の職員の対応が当初から適法及び適切であったなら、裁判そのものが起こされておらず、その費用は発生していない。費用は職員の違法及び不適切な対応により発生した。

- (2) さらに市は、責任逃れのために法の否定や虚偽の主張を法廷で行い、徒に公判を長引かせた。その結果として裁判費用が無駄にかさんだ。
- (3) 市の違法及び不当な対応は司法で判断され、市の主張のほとんどが退けられ、2度の国家賠償法上の違法指摘を含めた、市側の事実上の敗訴判決が確定した。
- (4) 裁判の結果を受けて、教育委員会の職員複数名が処分を受けた。
- (5) 事実上の敗訴という結果にも関わらず、代理人弁護士に「成功報酬」として弁護士費用を不当に支出した。
- (6) 以上のとおり、総じて、市の誤った判断による違法及び不適切な対応により発生した費用へ公金を支出することは不当である。支出された費用は、事件に責任を持つ市長以下職員に求償すべきである。

5 関係職員からの陳述聴取等

関係職員である教育局学校教育部職員に対し、令和5年1月11日に事実関係の確認のための陳述聴取を行った。陳述の要旨は、次のとおりである。

(1) いじめ事件に係る損害賠償請求訴訟について

550万円の請求に対し、55万円の損害賠償金の支払いが命じられたことを真摯に受け止め、いじめ問題に取り組んでいる。

(2) 公文書の不訂正決定取消請求訴訟について

対象となった不訂正決定は、原告との別訴の判決に則し行ったもので適法なものと考えているが、個人情報取り扱いの更なる適正化に努めていく考えから処分を職権にて取り消したものであり、敗訴とは考えていない。

(3) 問題の解決が長期化した原因について

原因のひとつに生徒、保護者との十分な信頼関係を築くことができなかったことが根底にあるものと考えており、今後のいじめ問題においては、法令を遵守する中で、話し合いを密にするなど早期解決に取り組んでいく。

(4) 情報公開請求に対する一部非公開や、その理由を明らかにしなかった点について

公開することで個人情報に係る重要な弊害が生じる内容が、当該箇所に含まれるため非公開とし、その理由の回答も差し控えたものである。

また、裁判所に対し行った訴訟費用の支出についても適正な処理をしたものと考えている。

(5) 弁護士費用に関する点について

ア いじめ事件に係る損害賠償請求訴訟について

請求の内容が金銭であることから、その全額の支払いが認められていない以上、本市にとって経済的利益は発生しており、そのために弁護士に対し謝礼として報酬を支払ったものである。また、その額については、(旧)日本弁護士連合会報酬等基準を参考としつつ、事案の難易度、処理に要した時間、労力等を検証して弁護士と協議を重ねていったものであり、妥当なものと考えている。

イ 公文書の不訂正決定取消請求訴訟について

行政事件であり、具体的な経済的利益を図ることは難しいものの、適切な訴訟進行を行った弁護士に対し謝礼として報酬を支払ったことは妥当なものと考えている。

また、その額については、損害賠償請求訴訟と同様に、(旧)日本弁護士連合会報酬等基準を参考としつつ、それまでの労力等を勘案し、弁護士と協議を重ねていったものであり、妥当なものと考えている。

以上のことから、「いじめ事件に係る損害賠償請求訴訟及び公文書の不訂正決定取消請求訴訟」の応訴に要した費用の支出に関しては、適正な財務会計処理を行ったものと考えている。

6 監査の期間

令和4年12月1日から令和5年2月2日まで

第3 監査の結果

本件請求についての監査の結果は、監査委員の合議により次のとおり決定した。本件請求は、理由がないものと認める。

以下、事実関係の確認及び判断（理由がないものと認める理由）について述べる。

1 事実関係の確認

教育局学校教育部職員の陳述及び聞き取り並びに提出された関係文書等により確認した事項は次のとおりである。

(1) 訴訟の概要

ア いじめ事件に係る損害賠償請求訴訟

(ア) 応訴判断

裁判で取り上げられたいじめ行為は、損害賠償の対象となる悪質なものと評価される行為ではなく、当時の中学校教諭も、その内容を把握する都度、教育的裁量の範囲内で必要な対応を取っており、安全配慮に義務違反はないものと考えていたため、市は応訴した。

(イ) 裁判結果等

a 違法性等の認定及び主張容認の状況

令和3年12月15日に判決が言い渡され、その内容は、市は原告に対し、55万円及びこれに対する平成30年7月28日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え、というものであった。

なお、訴訟において争点となった26の項目のうち、20項目については、違法性や義務違反等がないものとして市の主張が認められている。

また、判決では、中学校教諭ら及び教育委員会に以下の6項目について、次のような違法又は職務上の義務違反が認められている。

(a) 平成28年7月15日頃及び同年9月5日頃、中学校教諭が原告に対し、指導に伴いその頭を軽く握ったこぶしで叩いたり、耳たぶを指で摘んで引っ張ったりしたことは、少なからぬ程度の有形力の行使であり、ノートの記載に余白が多いことの指導方法として同行為が必要・相当とは認め難いことから、同行為は違法なものと認められる。

(b) 学校長は、原告の欠席日数が30日に及んだ平成28年10月24日以降、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項に規定する重大事態の発生を認識し、部活動部員らの原告に対する言動やその背景事情等について調査票を用いるなどした網羅的な調査を行い、その結果に応じた適切な方法でいじめを防止し不登校を解消するため、部員らの指導や原告への支援を行うべき義務を負ったにもかかわらず、網羅的な調査を行わなかったことは当該義務違反に該当する。

(c) 平成28年9月27日に開催された部活動の臨時保護者会において、中学校教諭が保護者らに対し経緯を説明する際、原告が練習中に他の部員との間で蹴ったり引っ張られたり或小競り合いをしたと述べたが、未だ原告から事情を聴取しておらず、原告が蹴ったと判断する根拠がないにも関わらず、原告が蹴ったとの発言をしたことは、原告が自分も攻撃していたのに一方的にいじめられたように訴えているということの意味するから、このような発言をすれば、やがては部員らや原告に学校側の認識として伝わり、部員らが原告に対し不信や反感を強め、また、原告が学校側から嘘つきだと思われていると感じ一層登校に支障を感じることは、容易に予見し得る。他方で、上記発言をする格別の必要は認め難い。以上を総合すると、中学校教諭は、前記発言をしない義務を負っており、職務上の義務に違反したと認めるのが相当である。

(d) 平成28年12月20日に、原告保護者、学校長、教頭、教育委員会及び埼玉県武南警察署による協議の場が設けられ、その中で学校長らが、原告保護者に対し、部員が原告を引き倒した行為は双方の喧嘩でありいじめではないと認識していると発言したことは、上記(c)と同様、学校長らは前記発言をしない義務を負っていることから、職務上の義務に違反したと認めるのが相当である。

(e) 平成29年2月2日に、教頭が同年1月31日に開催された部活動の保護者会を欠席した保護者の一人に対し、電話で調査委員会が設置されることを伝え、併せて調査への協力を求め、また、いじめはなかった旨を伝えたことは、上記(c)と同様に教頭は前記発言をしない義務を負っていることから、職務上の義務に違反したと認めるのが相当である。

(f) 教育委員会は、遅くとも平成28年10月24日までに、原告保護者からの連絡や中学校教諭らの報告等により、中学校教諭らの認識する事実を概ね知らされていた。

したがって、教育委員会が、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態の発生を認知すべきであったにも関わらず、重大事態としての調査を怠り、また、同調査の必要

性について、中学校教諭らに対する指導を行わなかったことは、職務上の義務違反である。

b 不誠実対応等の有無

本件訴訟において、令和2年5月14日、市は準備書面等の提出期限延期の申立てを行い、裁判所から認められている。なお、申立ての理由は、新型コロナウイルス感染症対応により多忙を極めていたことによる。

また、準備書面については、当時の関係者の認識を確認しながら作成したものであり、虚偽と認識して書面を作成し提出したものではない。

イ 公文書の不訂正決定取消請求訴訟

(ア) 応訴判断等

訴訟の対象となった各文書は、当時の文書作成者（学校等）の認識を元に作成されたものである。原告との間にあった別訴においても、訂正請求者（原告）の認識を前提とした訂正請求に基づき訂正する義務はないとの判決があったことから、不訂正決定としたものであり、当該処分に誤りは認められないことから、市は応訴することとした。

(イ) 訴え取り下げの経緯

不訂正決定は違法、不当な処分ではないものの、誤字等の客観的な事実の誤りを再度確認することや、確認できないものについて訂正請求者の認識を注書きし、併記、添付する等の措置を講じ、個人情報の取り扱いの更なる適正化に努めていくことは、川口市個人情報保護条例（平成12年条例第50号）の趣旨目的に適うものであると考え、令和4年1月12日、不訂正決定を職権にて取り消すこととしたところ、原告が同年3月2日に訴えの全部を取り下げた。

(2) 訴訟の費用

市がいじめ事件に係る損害賠償請求訴訟及び公文書の不訂正決定取消請求訴訟の応訴に要した費用は、以下のとおりである。なお、法第242条第2項の規定により、令和3年12月1日以降に支出されたものを対象とした。

ア 訴訟費用

いじめ事件に係る損害賠償請求訴訟

3, 200円

イ 弁護士費用

いじめ事件に係る損害賠償請求訴訟 報酬 2,400,000円

公文書の不訂正決定取消請求訴訟 報酬 550,000円

ウ 損害賠償金

いじめ事件に係る損害賠償請求訴訟 645,910円

エ 旅費

公文書の不訂正決定取消請求訴訟 2,000円

オ 合計金額

3,601,110円

2 判断

(1) 応訴により執行された財務会計上の行為

住民監査請求は、財務会計上の行為の違法不当を監査するものであるが、いじめ事件に係る損害賠償請求訴訟及び公文書の不訂正決定取消請求訴訟への応訴により、以下の財務会計上の行為が行われた。

ア 訴訟費用

教育局学校教育部指導課長（以下「指導課長」という。）が、市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程（昭和51年庁達第4号。以下「補助執行規程」という。）第1条及び第4条並びに川口市事務決裁規程（昭和51年庁達第2号。以下「事務決裁規程」という。）第4条及び別表第2市長決裁事項及び共通専決事項の3財務事項（1）予算の執行を伴うものの表第2項第17号補償、補てん及び賠償金の規定に基づき、令和4年1月18日に支出負担行為兼支出命令を行い、同年1月24日に支出した。

なお、請求人は、公文書開示請求において、裁判所への支出については開示されず、また、不開示の理由や根拠についても説明がなかったことから、不開示の理由と根拠を明確にし、裁判所への支出についてその明細と内容を公開することを求めているが、開示請求における不開示理由等の開示要求は、財務会計上の行為ではない。

イ 弁護士費用

指導課長が、補助執行規程第1条及び第4条並びに事務決裁規程第4条及び別表第2市長決裁事項及び共通専決事項の3財務事項（1）予算の執行を伴うものの表第2項第3号報償費の規定に基づき、いじめ事件に係る損害賠償請求訴訟については、令和4年1月28日に支出負担行

為兼支出命令を行い、同年2月7日に支出し、また、公文書の不訂正決定取消請求訴訟については、令和4年4月2日に支出負担行為兼支出命令を行い、同年4月12日に支出した。

なお、弁護士費用について、当該報酬は「勝訴したことや主張が認められたことに対する報酬」ではなく、「事件の経済的利益に対する報酬」として支払われるものであり、いじめ事件に係る損害賠償請求訴訟については、550万円の損害賠償請求に対し、55万円の損害賠償が認められ、その結果495万円の経済的利益が生じていることに対し、公文書の不開示決定取消請求訴訟については、行政事件であり、具体的な経済的利益を図ることは難しいものの、適切な訴訟進行により、訴訟を終結に向かわせたことに対し報酬を支払ったもので、何ら違法又は不当な点はなく、また、その額も（旧）日本弁護士連合会報酬等基準を参考に訴訟の難易度、時間、労力等を総合的に勘案して算定しており、妥当な金額であると判断した。

ウ 損害賠償金

指導課長が、補助執行規程第1条及び第4条並びに事務決裁規程第4条及び別表第2市長決裁事項及び共通専決事項の3財務事項（1）予算の執行を伴うものの表第2項第17号補償、補てん及び賠償金の規定に基づき、令和4年1月14日に支出負担行為兼支出命令を行い、同年1月21日に支出した。

エ 旅費

補助執行規程第1条及び第4条並びに事務決裁規程第4条及び別表第2市長決裁事項及び共通専決事項の3財務事項（1）予算の執行を伴うものの表第2項第4号旅費の規定に基づき、教育局学校教育部指導課職員分については、指導課長が令和4年2月4日に支出負担行為兼支出命令を行い、同年2月25日に支出し、また、教育局教育総務部教育総務課職員分については、教育局教育総務部教育総務課長が令和4年1月5日及び同年2月15日に支出負担行為兼支出命令を行い、同年1月25日及び2月25日に支出した。

（2）応訴判断の違法性等

「国又は地方公共団体を被告とする国家賠償請求に係る訴訟に対し、応訴するか否かの決定権を有するのは、国又は地方公共団体である」（徳島地方裁判所平成18年12月27日判決）とあるように、国家賠償請求訴

訟に対し応訴するか否か、応訴後にどのように訴訟を迫行するかは、市の裁量に委ねられているものと解されている。

この裁量権を逸脱濫用し、又は著しく非合理的な応訴及び訴訟迫行が行われれば、当該行為は違法又は不当な行為になる。

本件においては、応訴の判断及び訴訟の過程において組織内で検討を行うとともに、法的見識を有する弁護士とも相談を行っており、訴訟過程においても、請求人が主張する本件訴訟を長引かせるような事実は確認されなかった。

更に、判決では、違法又は職務上の義務違反が認定されたが、市が違法性等（違法又は義務違反）を認識の上で応訴に踏み切った事実も認められないことから、応訴判断に違法性は認められないと判断した。

（３）財務会計上の行為そのものの違法性等

応訴の判断に瑕疵がない場合でも、応訴に伴い執行された財務会計上の行為に違法又は不当な行為があればその責を免れることはできないが、上記（１）アからエについて確認したところ、いずれも決裁権者により適法に処理されており、歳出予算の裏付けを欠く等財務会計法規上の義務に違反する事実は認められなかった。

なお、市の対応の一部において、市側の違法又は職務上の義務違反が認定され、国家賠償法上の損害賠償金を支払うことになるが、判決により義務付けられたもので、支出自体に違法又は不当な点は認められない。

ただし、国家賠償法（昭和２２年法律第１２５号）第１条第２項の規定により、当該損害賠償金を支払うこととなった原因の行為に、「故意又は重大な過失」が認められるような場合には、市はその行為者に対し求償することになる。

本件においては、有形力の行使による違法や、事後の事態を容易に予見しうる義務違反があることが判示されていることから、求償すべきとも判断できるが、既に損害賠償金相当額の返還が行われている。

（４）まとめ

応訴による公金の支出については、争点の多くは容認されており、損害賠償金、訴訟費用及び弁護士費用等の全てが、違法又は不当であるとまでは認められず、また、損害とまでも言えないと認められる。

ただし、争点の一部に市側の違法又は事後の事態を容易に予見しうる義務違反等があると判示されており、これを覆す新たな証拠や合理的な理由

も確認できないことから、故意に近い著しい注意欠如があると考えられ、これにより支払うこととなった損害賠償金については、その原因となった行為者に求償すべきと判断できる。

しかしながら、本件では、既に関係職員の処分等が行われたほか、関係職員等から市へ損害賠償金相当額の返還が行われていることから、請求には理由がないと判断した。

そもそも住民監査請求の対象となるのは、財務会計上の行為であり、応訴による公金の支出は、手続上の瑕疵も認められないことから、違法又は不当な支出とまでは言えない。

また、応訴に至る過程や応訴過程の適否の判断は、監査委員のすべきところではないが、市が一連の職務執行に関して生じた争訟について、その適否を主張、立証すべく応訴し、裁判所の判断を求める行為は、市の裁量の範囲であり、必然の行為であると考えられる。

更に、応訴しない選択をした場合、市は、直ちに損害賠償請求額の全額を支払うことが確定したことにもなる。

請求人は、「初動からの対応が適法及び適切であれば裁判は起きていない」と主張するが、市側の違法性等は、応訴の判決で、争点の一部において認定され、控訴を断念したことにより確定したものである。

この確定判決により、結果として、応訴の判断時点で争点の一部に違法性等がある状態を認識の上で応訴した可能性も考えられるものの、争点事実の認識は、原告と被告で主張が異なるケースも多く、違法性等を認識の上で応訴したとまでは考え難いものがある。

このことは、応訴の過程で採用された証拠や陳述などで事実が整理されたことで、判決では、争点の一部に市側の違法性等が判示されたものであり、応訴の判断時点では、争点としての認識と考えられ、応訴の判断時点に違法性等の認識があったとまでは認め難いと判断した。

また、応訴やその過程の判断には、専門家への相談などのほか、組織として必要な手続も経ており、何ら手続上の瑕疵も認められない。応訴の結果、その一部で違法性等が認定され、損害賠償請求額の十分の一の支払いのほか、訴訟費用や弁護士費用等も発生したが、応訴の判断時点に「それぞれの義務違反が問われる違法性等を認知の上で応訴や訴訟追行した（応訴自体が違法又は不当となるような著しく非合理的な応訴や訴訟追行）」とまでの認定は難しいと判断した。

3 意見

監査委員が、訴訟内容の是非に意見を述べる立場ではないが、この請求に触れ、若干の意見を述べさせていただく。

今回、学校教育の場で生じた人間関係トラブルの解決が、司法の場に委ねる状況まで発展したことに「他に選択すべき手立てを模索する余地はなかったのか」と考えると甚だ残念でならない。

訴訟での結論は得られたが、原告の心情を思うに、判決では、被害を受けた心の傷や記憶を消し去ることは不可能であり、過ぎた多くの時間は、戻すこともやり直すことも出来ないことから、原告を含め、将来のある関係者の今後の健やかな成長や希望のある未来に繋がってくれることを願うばかりである。

今後にも目を向けるが、今回の一連の訴訟を通じて、行政組織としては、記録と記憶に残る大きな反省と多くの教訓とすべき事柄を学んだはずである。昨今、学校教育の現場では、多くの人間関係のトラブル事案が発生していると聞く。解決に向けて、本件の初動の事態認識や行動が不足した大きな反省点は、二度と同じ過ちを繰り返すことのないよう、組織として反省と教訓の認識を共有し、今後の教育行政をはじめ、行政運営に活かしていくことを強く望むものである。

既に、判決を真摯に受け止め、組織として法令遵守の徹底といじめ問題の起こりにくい環境整備に向けた具体的な取組みを進めていると聞くが、厳しい求償の声があることも強い戒めとして、繰り返しになるが、今回の反省と教訓の認識を今後の教育行政に活かし続けていただきたい。